

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション料金表

《訪問リハビリテーション費》(要介護の方)

提供時間	基本報酬	利用料	1 割	2 割	3 割
20 分	308 単位	3,080 円	308 円	616 円	924 円
40 分	616 単位	6,160 円	616 円	1,232 円	1,848 円
60 分	924 単位	9,240 円	924 円	1,848 円	2,772 円

《介護予防訪問リハビリテーション費》(要支援の方)

提供時間	基本報酬	利用料	1 割	2 割	3 割
20 分	298 単位	2,980 円	298 円	596 円	894 円
40 分	596 単位	5,960 円	596 円	1,192 円	1,788 円
60 分	894 単位	8,940 円	894 円	1,788 円	2,682 円

※介護保険では 20 分=1 回分とし、当事業所では 40 分/日(2 回分)の介入を基本としています。

訪問リハ、介護予防訪問リハ共に 120 分/週(6 回分)まで利用可能です。

《当事業所が算定している加算》

サービス提供体制強化加算 I	6 単位/回
厚生労働大臣が定める基準(訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士等のうち、勤続年数 7 年以上の者がいる)に適合しているものとして、都道府県知事に対し、届出を行った訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合に、1 回につき所定単位数を加算する。 ※区分支給限度基準額外の請求となります。	
退院時共同指導加算	600 単位
病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、<u>退院時共同指導</u>を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき 1 回に限り、所定単位数を加算する。 ◎<u>退院時共同指導</u>とは…病院又は診療所の主治の医師、理学療法士等、その他の従業者との間で当該者又はその家族に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させること	
介護職員等処遇改善加算	1 か月の総単位数に 1.5% を乗じて算出した額
厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対し、届出を行った訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合は、算定した単位数の 1000 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。 〈金額の目安(1 割負担の場合)〉 <u>週 1 回(～47 円)</u>、<u>週 2 回(～85 円)</u>、<u>週 3 回(～122 円)</u> ※区分支給限度基準額外の請求となります。介護負担割合や利用回数によって金額が異なります。	

説明を受け、上記の料金について同意いたします。

令和 年 月 日 氏名 _____